

独立行政法人農林漁業信用基金 御中

## 「無保証人保証」申込人資格要件申告書

私（法人）は、無保証人保証の申し込みを行う者であることを届け出いたします。

私（法人）は、現在、本保証の資格要件に該当しており、今後も、継続して私（法人）と代表者（個人）の一体性の解消や財務基盤の強化並びに経営の透明性の確保に努め、申込金融機関に対する財務状況と経営状況等の報告（決算期毎）を適時適切に行うことを確約いたします。

なお、当該確約を遵守しない場合は、代表者（個人）が個人保証することを含め独立行政法人農林漁業信用基金の指示に従います。

〈無保証人保証の申込内容〉

- ・ 申込金融機関（支店名） \_\_\_\_\_（ \_\_\_\_\_ 支店・本店）  
 ・ 保証申込金額及び資金使途 \_\_\_\_\_千円（ \_\_\_\_\_（運転・設備）該当に○印  
 （うち既存独立行政法人農林漁業信用基金保証付き融資の借換 \_\_\_\_\_千円）

年 月 日

住 所  
名 称  
代表者

## 〈申込金融機関使用欄〉

- 1 申込金融機関として、様式1「無保証人保証」申込人資格等要件確認様式」に記載のとおり、申込人が下記の資格要件を満たしていることを確認しております。
- 2 申込人から報告された財務状況と経営状況の報告（決算期毎、様式2）を独立行政法人農林漁業信用基金に行うことを確約いたします。
- 3 本保証付融資と協調して行う当行（金庫／組合／連合会）の独自の融資に求められる要件の充足状況に変化があった場合には、速やかに独立行政法人農林漁業信用基金に報告すること（様式3）を確約いたします。

資格要件の内容（該当（ ）に○印）

- (1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。（ ）  
 (2) 法人と経営者間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。（ ）  
 (3) 法人から適時適切に財務情報等が提供されており、本保証付き融資を実行後も提供する。（ ）  
 (4) 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能であり、次の〔無担保無保証人要件〕又は〔有担保無保証人要件〕のいずれかに該当する。

〔無担保無保証人要件〕

以下の①を充足し、かつ②又は③の少なくとも1項目を充足する。（ ）

〔有担保無保証人要件〕

法人及び経営者本人等の所有する不動産担保等にて保全の充足が図られ、以下の①～③の項目のうち1項目以上を充足する。（ ）

- ① 自己資本比率が20%以上であること（ ）  
 ② 使用総資本事業利益率が10%以上であること（ ）  
 ③ インタレスト・カバレッジ・レーシオが2.0倍以上であること（ ）

年 月 日

（申込金融機関） 金融機関本・支店  
代表者名



連絡先（ ） 担当者（ ）

※この申告書は申込人資格要件に該当することの届け出であり、融資及び保証の諾否は申込金融機関及び農林漁業信用基金が審査のうえ決定します。

## 「無保証人保証」申込人資格等要件確認様式

## 1 申込人資格要件

申込人(法人)

(1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。

以下①～④のいずれか一つの項目かつ⑤又は⑥の項目を満たしている。(右端・該当欄に○をしてください。また、○は複数の項目に記載していただいて構いません。(2)～(4)においても同じ。))

	該当項目	確認書類	該当
①	本社・工場・営業車等の営業用資産をすべて申込人が所有している。	不動産登記簿謄本、固定資産評価証明書、資産台帳等の申込人の所有を証明する書類	
②	本社・工場・営業車等の営業用資産の全部又は一部を申込人以外の者(経営者を含む。)が所有しているが、申込人から適切な賃料が支払われている。	賃貸借契約書(写)	
③	法人税法を根拠とする同族会社ではない。	確定申告書(決算書)の別表ニ「同族会社の判定に関する明細書」(写)	
④	申込金融機関の内部基準等に基づき「申込人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。」と判断できる。	「申込人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。」と判断したことを示す申込金融機関の理由説明書	
⑤	取締役会の適切な牽制機能の発揮のため、取締役会又は監査役が親族以外の第三者から選任され、当該第三者が取締役会に出席し、開催している。	定款及び取締役会議事録(写)	
⑥	役員報酬の決定プロセスのルール化、社内監査体制の確立等に対し外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の検証がなされている。	外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の検証を受けたことを示す報告書(写)	

(2) 法人と経営者間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。

以下①～③のいずれか一つの項目を満たしている。(右端・該当欄に○をしてください。)

	該当項目	確認書類	該当
①	役員報酬・配当・経営者への貸付等が同業・同規模の他社の平均的水準を上回っていないことについて外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の検証がなされている。	外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の検証を受けたことを示す報告書(写)	
②	事業上の必要が認められない申込人から経営者への貸付は行われていない、経営者が個人として消費した費用(飲食代等)について申込人の経理処理としていないことについて外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の検証がなされている。	外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の検証を受けたことを示す報告書(写)	
③	申込金融機関の内部基準等に基づき「申込人と経営者間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。」と判断できる。	「申込人と経営者間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。」と判断したことを示す申込金融機関の理由説明書	

(3) 適時適切に財務情報等が提供されている。

以下①～⑥のいずれか一つの項目を満たしている。(右端・該当欄に○をしてください。)

	該当項目	確認書類	該当
①	財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士から「中小企業の会計に関する指針」のすべての項目について適用状況の確認を受け	日本税理士会連合会制定の「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト	

	ている。		
②	財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士から「中小企業の会計に関する基本要領」のすべての項目について適用状況の確認を受けている。	日本税理士会連合会等制定の「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト	
③	会計参与設置会社	会社参与を設置している登記を行った事項を示す書類	
④	金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社等	公認会計士又は監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書（写）	
⑤	税理士法第33条の2に規定する計算事項等を記載した書面を税理士が作成している。	税理士法第33条の2に規定する計算事項等を記載した書面（写）	
⑥	申込金融機関の内部基準等に基づき「適時適切な財務情報が提供されている。」と判断できる。	「適時適切な財務情報が提供されている。」と判断したことを示す申込金融機関の理由説明書	

#### (4) 財務要件

無担保無保証人要件は、以下の①を充足し、かつ②又は③の少なくとも1項目を充足している。有担保無保証人要件は、以下の①から③の項目のうち、1項目以上を充足している。（右端・該当欄に○をしてください。）

① 自己資本比率	20%以上	該当	<input type="checkbox"/>
$\text{自己資本比率} = \frac{\text{純資産の額}}{\text{純資産の額} + \text{負債の額}} \times 100$ $\text{ } \% = \frac{\text{ } }{\text{ } + \text{ }} \times 100$			
② 使用総資本事業利益率	10%以上	該当	<input type="checkbox"/>
$\text{使用総資本事業利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{受取利息} \cdot \text{受取配当金}}{\text{資産の額}} \times 100$ $\text{ } \% = \frac{\text{ } + \text{ }}{\text{ }} \times 100$			
③ インタレスト・カバレッジ・レーシオ	2.0倍以上	該当	<input type="checkbox"/>
$\text{インタレスト・カバレッジ・レーシオ} = \frac{\text{営業利益} + \text{受取利息} \cdot \text{受取配当金}}{\text{支払利息} + \text{割引料}}$ $\text{ } \text{倍} = \frac{\text{ } + \text{ }}{\text{ } + \text{ }}$			

(注) 算出根拠： 年 月期決算、金額単位：円

## 2 協調融資要件

本保証付融資と協調して行う独自の融資に必要な(1)～(4)の要件について、下表のとおり充足しています。

- (1) 無保証人融資であること
- (2) 財務要件の適用にあたり無担保無保証人の要件を満たす場合は、無担保融資であること
- (3) (1)及び(2)のほか、保証付融資と同じ貸付期間及び償還方法であること
- (4) 保証付融資（下表A）の60%以上の割合の融資額であること（保証付融資に係る保証割合が100%の場合は、保証付融資（下表A）の100%以上の割合の融資額であること）

	資金の別	融資額 (千円)	Aに対する 割合	融資条件				
				連 帯 保証人	担 保	貸 付 期 間	貸 付 利 率	償 還 方 法
A	本保証付 融 資		100.0 %					
B	金融機関 独自融資		%					
A+B	今回の融資 総 額							

(注)1 Aに対する割合は、下二桁を切り捨てし下一桁まで記入する。

2 担保の欄には、融資額に対する充足状況を記入し、担保の提供がない場合は「無」と記入する。

### 3 申込融資機関の所見

(下欄に、貴金融機関として申込人に対し、無保証人保証で取り組みを行うこととした理由と今後の支援の内容を記入してください。)

金融機関本・支店名

担当者 ( )

独立行政法人農林漁業信用基金 御中

年 月 日

## 「無保証人保証」資格要件状況報告書

金融機関・支店名  
担当者 ( )

印

取扱金融機関として、(申込人(法人)) の 年 月期の確定決算に基づく財務状況や申込人と経営者個人の一体性の解消等の経営状況等の申込人からの報告に基づき、本保証の資格要件の充足状況について下記1のとおり確認しましたので、下記2の書類を添付のうえ報告します。

## 1 申込資格要件

(1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。

以下①～④のいずれか一つの項目かつ⑤又は⑥の項目を満たしている。(右端・該当欄に○をしてください。また、○は複数の項目に記載していただいて構いません。(2)～(4)においても同じ。))

	該当項目	該当
①	本社・工場・営業車等の営業用資産をすべて申込人が所有している。	
②	本社・工場・営業車等の営業用資産の全部又は一部を申込人以外の者(経営者を含む。)が所有しているが、申込人から適切な賃料が支払われている。	
③	法人税法を根拠とする同族会社ではない。	
④	申込金融機関の内部基準等に基づき「申込人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。」と判断できる。	
⑤	取締役会の適切な牽制機能の発揮のため、取締役会又は監査役が親族以外の第三者から選任され、当該第三者が取締役会に出席し、開催されている。	
⑥	役員報酬の決定プロセスのルール化、社内監査体制の確立等に対し外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の検証がなされている。	

(2) 法人と経営者間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。

以下①～③のいずれか一つの項目を満たしている。(右端・該当欄に○をしてください。)

	該当項目	該当
①	役員報酬・配当・経営者への貸付等が同業・同規模の他社の平均的水準を上回っていないことについて外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の検証がなされている。	
②	事業上の必要が認められない申込人から経営者への貸付は行われていない、経営者が個人として消費した費用(飲食代等)について申込人の経理処理としていないことについて外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の検証がなされている。	
③	申込金融機関の内部基準等に基づき「申込人と経営者間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。」と判断できる。	

(3) 適時適切に財務情報等が提供されている。

以下①～⑥のいずれか一つの項目を満たしている。(右端・該当欄に○をしてください。)

	該当項目	該当
①	財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士から「中小企業の会計に関する指針」のすべての項目について適用状況の確認を受けている。	
②	財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士から「中小企業の会計に関する基本要領」のすべての項目について適用状況の確認を受けている。	

③	会計参与設置会社	
④	金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社等	
⑤	税理士法第33条の2に規定する計算事項等を記載した書面を税理士が作成している。	
⑥	申込金融機関の内部基準等に基づき「適時適切な財務情報が提供されている。」と判断できる。	

#### (4) 財務要件

無担保無保証人要件は、以下の①を充足し、かつ②又は③の少なくとも1項目を充足している。(有担保無保証人要件は、以下の①から③の項目のうち1項目以上を充足している。(右端・該当欄に○をしてください。))

① 自己資本比率	20%以上	該当	<input type="checkbox"/>
$\text{自己資本比率} = \frac{\text{純資産の額}}{\text{純資産の額} + \text{負債の額}} \times 100$ $\% = \frac{\text{ } \div \text{ }}{\text{ } + \text{ }} \times 100$			
② 使用総資本事業利益率	10%以上	該当	<input type="checkbox"/>
$\text{使用総資本事業利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{受取利息} \cdot \text{受取配当金}}{\text{資産の額}} \times 100$ $\% = \frac{\text{ } + \text{ }}{\text{ }} \times 100$			
③ インタレスト・カバレッジ・レーシオ	2.0倍以上	該当	<input type="checkbox"/>
$\text{インタレスト・カバレッジ・レーシオ} = \frac{\text{営業利益} + \text{受取利息} \cdot \text{受取配当金}}{\text{支払利息} + \text{割引料}}$ $\text{倍} = \frac{\text{ } + \text{ }}{\text{ } + \text{ }}$			

(注) 算出根拠： 年 月期決算、金額単位：円

## 2 添付書類

- (1) 年 期決算書
- (2) 申込人資格要件の確認書類 (当初の資格要件の該当項目と変更がない場合は不要です。)

## 3 財務や経営状況等、資格要件に対する取扱金融機関の所見

(資格要件を充足しないことを確認した場合はプロパー融資等への対応を含め、貴金融機関として対応方針とその理由について記入してください。)

独立行政法人農林漁業信用基金 御中

年 月 日

## 「無保証人保証」付融資と協調して行っている独自の融資の状況について

金融機関・支店名  
担当者 ( )

印

「無保証人保証」付融資と協調して行っている独自の融資について、以下のとおり報告します。

## 1 独自融資の融資条件（貸付金利を除く。）の変更

## 【変更前】

	資金の別	融資額 (千円)	Aに対する 割合	融資条件				
				連 帯 保証人	担 保	貸 付 期 間	貸 付 利 率	償 還 方 法
A	本保証付 融 資		100.0 %					
B	金融機関 独自融資		%					
A+B	今回の融資 総 額							

## 【変更後】

変更日 年 月 日

	資金の別	融資額 (千円)	Aに対する 割合	融資条件				
				連 帯 保証人	担 保	貸 付 期 間	貸 付 利 率	償 還 方 法
A	本保証付 融 資		100.0 %					
B	金融機関 独自融資		%					
A+B	今回の融資 総 額							

- (注)1 Aに対する割合は、下二桁を切り捨てし下一桁まで記入する。  
2 担保の欄には、融資額に対する充足状況を記入し、担保の提供がない場合は「無」と記入する。

## 2 1の変更に伴い独自融資に求められる要件を充足しなくなったことに対する取扱金融機関の所見

(無保証人保証を解除せざるをえませんので、これに伴う対応などを記入してください。)

(注)「無保証人保証」付融資と協調して行っている独自の融資に求められる要件について、その充足状況に変化があった場合に、本様式により取扱金融機関として速やかに独立行政法人農林漁業信用基金に報告する必要があります。